一般財団法人中計創智社 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人中辻創智社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市中京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、社会と次世代を担う若者を支援することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。
 - (1) 若手研究者の研究助成事業。
 - (2) 志ある若者に対する奨学金事業。
 - (3) 社会又は科学技術向上に貢献する活動に対する支援事業。
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。
 - 2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は以下のと おりとする。

氏 名 中辻憲夫

住 所 京都市上京区大宮通一条上る西入栄町661番地

財産価額 金銭1000万円

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な第5条の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようと するときは、あらかじめ評議員会の特別決議を経るものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、年一期とし、毎年4月1日に始まり翌年3月 31日に終わる。

(事業計画,事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込み を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理 事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場 合も、同様とする。
 - 2 前項の規定により承認を受けた書類を、主たる事務所に当該事業年度 が終了するまでの間備え置き、法令の定めるところに従って一般の閲覧 に供するものとする。
 - 3 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。
 - 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - 五 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - 六 財産目録
 - 4 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、法令の定めるところに従って一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、法令の定めるところに従って一般の閲覧に供するものとする。
 - 一 監査報告
 - 二 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - 三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 5 この法人は、剰余金を分配することができない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施 行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日におけ る公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第2号の書類に記載する ものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員3名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
 - 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - 一 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の 事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金 銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ ロから二までに掲げる者の三親等内の親族であって,これらの者 と生計を一にするもの
 - 二 各評議員について、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。
 - 三 各評議員について、監事のいずれか1人及びその親族その他特殊の 関係がある者が含まれていないこと。

四 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者 又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人) 又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその常勤職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第 3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって,総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され,かつ,その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満 了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、 なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第13条 評議員に対して、1日1人当たり3万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、日当として支給し、あわせて評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した相当な旅費を支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - 一 理事及び監事の選任及び解任
 - 二 理事及び監事の報酬等の額
 - 三 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 四 計算書類等の承認
 - 五 定款の変更
 - 六 残余財産の処分
 - 七 基本財産の処分又は除外の承認
 - 八 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定 められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に 基づき代表理事が招集する。
 - 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第18条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって 行わなければならない。
 - 一 監事の解任
 - 二 定款の変更

- 三 基本財産の処分又は除外の承認
- 四 その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を 作成する。
 - 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第20条 この法人に,次の役員を置く。
 - 一 理事3名以上5名以内
 - 二 監事1名以上2名以内
 - 2 理事のうち1名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち2名以内の者を業務執行理事とすること ができる。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
 - 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から 選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより 職務を執行する。
 - 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を 代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定 めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その

他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。) 並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相 互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、 監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了 する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議 によって解任することができる。
 - 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、代表理事及び業務執行理事については1人 あたり年間960万円を超えない範囲、その余の理事及び監事につい ては1人あたり年間360万円を超えない範囲で、その職務執行の対 価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って 算定した額を, 評議員会の決議を経て, 報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
 - 一 この法人の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、代表理事が招集する。
 - 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が 理事会を招集する。

(決議)

- 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く 理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたとき は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第32条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
 - 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても 適用する。

(解散)

第33条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第34条 この法人が公益認定を受け、かつ、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第36条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第10章 補則

(株式等に関する議決権行使)

第37条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

附則

令和3年5月31日開催の評議員会における定款の改正は、令和3年5月31 日から施行する。

本書は当法人の現行定款に相違ない。 令和3年5月31日 京都市中京区麩屋町通夷川上る笹屋町459番地 一般財団法人中辻創智社 代表理事 中 辻 憲 夫 印